

UC Hastings シンポジウム報告 Vol.3



Augustine
Shao-Yuan Chu
平成29年度 UC Hastings
当会受入れ研修生



Benson Chao
平成29年度 UC Hastings
当会受入れ研修生

宮澤 節生 ●Setsuo Miyazawa
UC Hastings 教授

1 留学制度の概要・ シンポジウムの経緯

当会は、平成27年度にカリフォルニア大学ヘイスティングス・ロースクール (University of California Hastings College of the Law (以下、「UC Hastings」という。)) との間で友好協定を締結し、LL.M.課程への交換留学制度を開始した。当該制度では、UC Hastingsの学生を当会会員が所属する事務所で研修生として受け入れる制度も同時に行われている。本年度は、敬和綜合法律事務所およびひかり綜合法律事務所にて、それぞれ1名ずつ研修生を受け入れていただいた。

10月号、11月号では、当該制度に先立ち開催されたシンポジウム等の報告をしたが、本号では、研修生による報告および本制度の企画者であるUC Hastingsの宮澤節生教授からのメッセージを取り上げる。

2 研修生による報告

(1) Augustine Shao-Yuan Chu (研修先：敬和綜合法律事務所)

ア 自己紹介、研修報告

私は台湾の学生であり、現在UC HastingsのJD (法務博士) 課程に留学しています。私は、日本の文化なら何でも、寿司からラーメン、『源氏物語』から『名探偵コナン』まで、本当に大好きです。これまでに何度も日本を訪れ、素晴らしい伝統や鮮やかな革新技術に触れたことで、ますます日本が好きになりました。

今回、UC Hastingsの宮澤教授と二弁の支援を受け、世界中で最も好きな都市である東京の法律事務所で研修を受けるという、素晴らしい特権かつ大変光栄な機会を得ることができました。私にとって、まさに夢がかなった瞬間でした。東京で働き、東京で暮らす、そして、東京の法律事務所で働くというのは、私がずっと望んでいたことでした。

私の研修は、二弁の先生方の暖かい歓迎で始まりました。5月のある月曜日、私は宮澤教授に連れられて弁護士会館に行き、多くの素晴らしい先生方にお会いしました。ランチを経て、すぐに私は、多くの先生方と親しくなることができました。また、二弁の三宅弘元会長にも、とても親切にいただきました。三宅先生が二弁の概要について簡単な講義をしてくださったことは、東京の法曹界を理解する上で、とても参考になりました。

私は敬和綜合法律事務所でも1か月間ほど研修をしました。事務所の全ての先生方、職員の皆様には本当に感謝しています。川東先生は、

私に日本の法律に関する多くの知見を、また、野村先生は私に寄り添い、弁護士の実務についてたくさんのお話を教えてくださいました。ほかの先生方も、実務における専門知識、特に、訴訟について、私にいろいろと見学する機会を与えてくださいました。これは、単なる「夢の実現」ではなく、この先も続く関係だと思っています。

私は、東京が、そして二弁と敬和綜合法律事務所が大好きであり、全ての皆様に感謝します。私たちは一緒にこれからの歴史を作っていく関係ですから、この「物語」はこの先も続くものであると、私は確信しています。

イ UC Hastingsへの留学のすすめ

UC Hastingsは、私にとって米国で法律を学ぶべき大学リストのトップの学校であり、素晴らしい都市であるサンフランシスコの中心に位置します。私は台湾からここに来る選択をしたことは正解だったと感じています。教授陣は、各研究分野で大変尊敬されている方ばかりです。私は昨年、契約法と連邦所得税法を受講しましたが、どちらもとても白熱した授業でした。現在受講している独占禁止法は、ビジネス法についての深い理解を促してくれる内容です。私は、二弁の先生方が、UC Hastingsに留学してくださることを心より歓迎します。(原文は英語)

(2) Benson Chao

(研修先：ひかり総合法律事務所)

ア 自己紹介、研修報告

私はカリフォルニアで生まれ、8歳の時に両親とともに台湾に戻り、国立台湾大学法律学部を卒業しました。その後、私は、台湾のロースクールで数年間過ごすことよりも、米国に戻りJDの学位取得を目指すという選択をしました。米国の教育制度に沿った最終学位を取得したかったというのが一番の理由です。私はそのようにして、涉外分野、クロスボーダー取引やその他の涉外業務で成功するために必要な知識や能力を身につけたいと考えています。

二弁の研修では、異なる文化や法律の違いを研究することは大変興味深いことだと感じ、

今では、特許訴訟手続および当該訴訟においてどのように弁護士が動くかについて、一定程度の理解が深まったと考えています。さらに、同じ特許であっても、それぞれの国における規制や先願の特許などにより、世界中の異なる特許事務所においてどのように出願されるか、またどのような取扱いがされたりするのかを知ることも大変興味深いことでした。

研修先の先生は、いくつかの日本の弁護士業務についても見学させてくれました。そのおかげで、日本の法廷に行き一連の訴訟を傍聴したり、知的財産に関するイベントや懇親会に参加したりすることができました。

最も印象に残る経験は、ヨーロッパの企業と日本の企業の会議を傍聴したことです。そこでは、日本における業務連携やその他の営業に関する問題の交渉が行われていました。そのような交渉において、弁護士がどのように行動するのかを目の当たりにし、弁護士が異なる言語を理解する必要性、および、そのような業務において弁護士が果たする役割を知ることができました。私は、まさに自分が将来やってみみたい業務だと実感し、それを実際見ることができたことは、日本での最も貴重な経験の1つだったと感じています。

イ UC Hastingsへの留学のすすめ

UC Hastingsは、カリフォルニア州の文化の中心であり、連邦政府や州政府の様々な機能の中心部でもあるサンフランシスコの中央に位置しています。世界の技術と革新の中心であるシリコンバレーもすぐそばにあります。

また、UC Hastingsは、あらゆる種類の異なるバックグラウンドを持つ学生や教授陣を歓迎しています。大部分の学生および教授陣は国際関係に非常に興味があるので、日本の法律業務の経験や知識は、ここでは非常に歓迎されることと思います。(原文は英語)

3 宮澤教授からのメッセージ

～二弁・UC Hastings友好協定の 一層の成果を目指して～

学生の供給源としての位置付けを中心とし

て、アジアに対する米国ロースクールの関心は圧倒的に中国に集中しつつあります。西海岸でも状況は同じです。その中でUC Hastingsは、日本法に関する正規科目を有する西海岸唯一のロースクールと言ってよい地位にあります。しかし、UC Hastingsといえども日本への関心が当然に維持され続けると仮定することはできないので、私は、日本の法科大学院との交換留学制度を拡充させるなど、日本との関係を強化する努力を続けてきました。その最大の成果が、二弁との友好協定です。

協定に基づく最初の成果が2016年11月にUC Hastingsで開催されたシンポジウム「日本弁護士グローバル化のグロバリゼーション」で、その概要は、本誌10月号でパネリストの諸先生が報告されたとおりです。同号には会場全景の写真が掲載されましたので、ここでは司会者等も含めた集合写真を掲載します。意気軒昂とした雰囲気をご想像いただければと思います。第二の成果が今年の夏にインターンとして来日した2名のUC Hastings学生で、二弁と受け入れ事務所のご努力によって充実した経験を得

たことは、本号掲載の両名の記事にあるとおりです。来年以後もインターン制度の利用者があると思いますが、一般事務所だけではなく、国際人権NPOなど公益分野でも受け入れ機関が現れるとよいと思います。そして第三の成果として期待されるのが、二弁推薦でUC HastingsのLL.M.コースへの留学生が現れることです。日弁連は100万円の補助金付きで3つの米国ロースクールへの留学制度を持っていますが、全て客員研究員でLL.M.学位は取得できません。それに対して二弁の制度は、UC Hastingsが授業料半額免除の奨学金を提供するもので、米国の司法試験受験資格も獲得できます。来年8月には最初の留学生が入学されることを待望しています。そして、第四の成果として密かに期待しているのは、二弁会員有志のご寄付によって二弁・UC Hastings友好基金が設立され、二弁会員とUC Hastings教員を交互に講演会講師などに派遣することができるようになることです。二弁会員の皆様、どうかよろしくお祈りします。 ■



シンポジウム終了後の記念写真(前列右から4番目が宮澤教授)